

気づくのは あなたと地域の 心の目 ～11月は児童虐待防止月間です～

子どもを守るべき立場にある親や親に代わる保護者が、子どもの心身の健康状態を損なう「児童虐待」が深刻な問題になっています。平成23年度全国児童相談所の通告件数は約6万件。悲しい事件を起こさせないため、まずは考えてみませんか。

☎ 福祉課 ☎84-0316



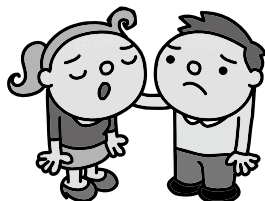
しつけのために殴った、何
度言ってもいうことを聞か
ないから蹴った・・・それつ
て虐待ではないですか？

児童虐待の多くは、子ども
の行動を抑えるために、強制
的なしつけ（暴力・暴言など）
に依存してしまい、それ以外
のしつけの方法がとれず、さ
らに暴力や暴言で抑え込んで
しまい、子ども自身の心身に
傷を負わせています。

保護者等によるたたく・殴
るなどの暴力的な強制的なし
つけは、即効性があるように
錯覚します。怒鳴られること
たたかれることを望む子ども
はいませんが、暴力的なしつ
けは教育的な面よりも、親へ
のおそれや拒否といった感情
を育てる面があります。結果
として子どもは何を注意され
たのがわからず、同じ行動
を繰り返し、さらに親子関係
を悪化する傾向がわかってい
ます。

また、注意をするときに、
親の感情がコントロールでき
ず子どもの人格や存在そのも
のを否定するようなことばを
言い続けることも、しつけの
一面よりも、子どもに恐怖心
をうえつけるだけで親子関係

を悪化させるだけになります。



たたかれていたような音が
する、外に締め出されてい
てひどい泣き声がある。通報（通
告）しなければなりませんか？

子どもが通う幼稚園や保育
園、学校、医療機関の職員は、
子どもの虐待を発見しやすい
立場であることから早期発見
に努めています。虐待を受け
たと思われる子どもを発見し
た場合には、速やかに児童相
談所や市町村に通告する義務
が法律で定められています。

近所で不審な音（たたかれ
る音や夜間にも聞わらず外に
締め出された音など）がある、
常に子どもが泣き続けている、
食事を食べさせず衰弱してい
る、乳幼児だけを置いて夜間
外出をしているなど「虐待か
もしれない」と思われた場合、
発見者が通告することができ
ます。この場合、匿名で通告
することも可能です。

子育ては楽しくてもしつけ
は難しい。つい怒鳴ってばか
りいて、親も悲しい・・・相
談できますか？

子どもに何かしつけをする
場合、多くはいけない行為に
対して注意をする場面です。
何度言っても同じことを繰り
返す、騒いではほしくない場所
で騒ぎ出す、片付けをしない
など日々子育てに追われるな
かでいらだちから怒鳴ってば
かりになり、後で悲しい気持
ちになる場合やいらだちから
たたくことが止まらないこと
もあります。

町内には、地域の未就園児
を対象とした子育て支援セン
ター酒田保育園をはじめ、臨
床心理士による相談などがあ
ります。一人で抱えこまずに
まずは声にして相談すること
もたいせつです。

また児童相談所では、虐待
以外に、子どもの発達や障が
いに関すること、育児やしつ
けに関すること、非行・不登
校などの相談も受け付けてい
ます。



高齢者虐待とは

高齢者虐待というと暴力行
為や年金の搾取などのイメー
ジが強いと思います。もちろ
ん、そのような行為も高齢者
虐待となりますが、暴言や無
視、嫌がらせ、必要な介護を
しない、介護サービスを受け
させない、医療機関に受診さ
せないなどの行為も含まれま
す。

虐待の要因

高齢者虐待の要因は、さま
ざまな問題が複雑に絡み合っ
ている場合が多くあります。
そして、特別な家庭にのみ起
こるものではなく、どの家
庭でも起こり得る身近な問題
として理解しておく必要があ
ります。

高齢者及び家族の疾病

介護者が認知症やその他の
疾病についての対応方法、介
護方法について十分に理解で
きないことが虐待への引き金
になる場合があります。

また、介護者や家族に心身
の疾病がある時に、介護負担

とあいまって、虐待につな
がることもあります。

介護負担の増大

高齢者の身体状態の著しい
又は急激な低下や介護の長期
化、重度化によって、介護者
の介護疲れやストレスが増大
し、それが限界に達したとき、
虐待につながりやすいと言え
ます。



生活の不安定さ

景気の低迷が続く中、家族
の失業、長期間無職のままで
いることなどにより、不安定
な収入や低所得、多額の借金
返済などによる生活苦が、と
りわけ年金搾取などの経済的
虐待につながる要因となりま
す。また、介護サービスの自
己負担金を支払うことができ
ないため、介護サービスの利
用ができずに介護負担が増大
し、虐待につながることも考
えられます。

これまでの人間関係

嫁姑問題や家族の成長の過
程などで、高齢者と家族との
人間関係が悪い場合など、高
齢者の加齢に伴い、体力など
が衰えることによりこれまで
の力関係が逆転し、虐待につ
ながることがあります。

特に、養護者（家族）が高
齢者に過度なしつけや暴力を
受けて育ってきた場合などは、
力関係の逆転によって、高齢
者に暴力をふるうことにため
らうことなく、普段よくある
行為としてとらえてしまいが
ちになります。

「虐待かな？」と思ったら

高齢者虐待は、虐待を行っ
ている人が必ずしも一方的に
悪いわけではありません。虐
待をしている人に対しても適
切な支援が必要です。

「虐待かな？」「自分からは
声をかけにくい」「このまま
では心配」と思ったら、ひと
りで抱え込まずに地域包括支
援センターまたは、町福祉課
にお気軽にご相談ください。

●高齢者虐待 相談窓口・通報先・支援

開成町地域包括支援センター

（開成町福祉協議会内）

☎ 8 2 - 5 2 2 2

●高齢者虐待担当課

開成町福祉課

☎ 8 4 - 0 3 1 6

【通報義務】

「高齢者虐待防止法」では、虐待の疑いのある高齢者を発見した人は通報するように努力をすること、さらに、その高齢者が「生命又は身体に重大な危険が生じている」場合には、通報しなければならないと定められています。

【通報者の個人情報】

通報・相談した方を特定するような情報は、一切漏れることはありません。

子どもの虐待について相談したい

町福祉課	☎84-0316
小田原児童相談所	☎32-8000（代）
かながわ子ども虐待 ナイトライン	☎0466-83-5500 （20時～翌朝9時） 通告のみ受付

子育てのことを相談したい

町保険健康課	☎84-0327 こども心の相談 （臨床心理士 月1回・ 予約制）
子育て支援センター 酒田保育園	☎82-1222 （平日13時～16時） （電話相談）